

新型コロナウイルス感染症対策に係る更なる地方税財政措置及び 国土強靱化対策の推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、7月以降、当県内においても接待を伴う飲食店や医療機関などにおいて、相次いでクラスターが発生し、これまで400人を超える感染者が確認され、厳しい状況が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当県の基幹産業である観光業や農林水産業をはじめ、あらゆる分野に重大な影響が及んでおり、現在においても、事態の収束の見通しが立たないことから、地域経済に与える影響の長期化が強く懸念される場所である。

このような中、当県は、令和2年7月豪雨により、多くの土砂崩れや河川の氾濫などが発生し、道路、河川、山地、農地など広範にわたって多数の被害を受けた。被災箇所への早期の復旧に加え、頻発する大規模自然災害への事前の備えとして、防災・減災対策や国土強靱化への集中的な取組が求められている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を強力に進めるため、また、自然災害に備えた防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を図り、安心・安全な県民生活を実現するため、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済対策に対応する必要があることから、地方の取組を強力に支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額を図ること。
- 2 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済対策に対して、引き続き対応できるよう、地方団体が必要とする財源について措置すること。
- 3 現行の減収補てん債については、景気の動向に税収が左右されやすいものがその対象税目とされている。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた地方消費税について大幅な減収が懸念されており、地方消費税は都道府県税の約3割を占める基幹税であることから、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせると見込まれる。そのため少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すること。
- 4 医療従事者等や、介護・障害福祉サービス事業所等に勤務する職員への慰労金については、令和2年6月30日までの診療・サービス提供等が「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の支給対象とされているが、新型コロナウイルス感染者の発生時期・発生者数を踏まえ対象期間を延長すること。
- 5 令和2年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、事業を充実の上、さらに5か年延長すること。

6 同緊急対策に関連する各事業の予算・財源については、令和3年度以降、その必要額を別枠で着実に確保するとともに、令和2年度に期限が到来する緊急防災・減災事業債等の延長や、地域の実情を踏まえた対象事業の拡大など、地方財政措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣府特命担当大臣（地方創生，規制改革）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

殿